

第 3 1 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、第 3 に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開又は非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号。以下「条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、体罰又は盗撮に関する行政文書の請求に対する一部公開決定又は非公開決定に係るものであり、本件各審査請求の対象となる行政文書の一部は同一である。

したがって、相互に密接な関連性が認められることから、本件各審査請求について、一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①について

(1) 平成 28 年 3 月 16 日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、「2015 年度千種区中学校に関する件体罰もしくは体罰とおもわれる指摘があったものについてわかるもの。および調査されたもの含む」の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

(2) 同年 3 月 30 日、実施機関は、本件公開請求①に対して、「体罰ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書①」という。）及び「保護者会記録（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書②」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行うとともに、「平成 27 年度体罰に関する調査結果（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書③」という。）を特定し、非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年 4 月 6 日、審査請求人は、本件処分①及び②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

2 審査請求②について

(1) 平成28年 3月28日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、平成28年 3月26日に新聞報道等がされた、「体罰事件減給処分（52才）」及び「（盗さつ）懲戒免職処分（30才）」に関し、「事情聴取記録、事実関係、弁明書、学校からの報告書、処分理由、説明書、保護者（会）での説明についてわかるもの。」の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

(2) 同年 4月28日、実施機関は、本件公開請求②に対して、本件行政文書①、「職員の服務について（報告）（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書④」という。）、「処分調書（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書⑤」という。）、「事情聴取記録（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書⑥」という。）及び「保護者会記録（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書⑦」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年 5月16日、審査請求人は、本件処分③を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、審査請求人は、本件公開請求②と同時に、他の行政文書の公開請求を行い、実施機関は、当該公開請求に対し、本件処分③のほかに処分を行っているが、本件審査請求②は、本件処分③を特定して行われたものである。

第 4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書の一部又は全部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

ア 本件行政文書①及び②には、個人の健康状態や生徒の氏名、当該生徒が所属するクラスの情報などプライバシーに関する情報が記載されており、これらの情報は特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないものと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

イ 本件行政文書③には、生徒のクラスの情報、氏名及び健康状態などが記載されており、これらの情報は特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）のうち、通常他人に知られたいと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

ウ また、本件行政文書③は、学校で体罰を受けたことがあるかについて、保護者が子どもから聞き取った情報が記載されている。これらの情報は公開することにより、保護者の自由な記載が妨げられ、今後の同様の体罰実態調査及びアンケートの適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する。

(2) 審査請求②について

本件行政文書①、④、⑤、⑥及び⑦には、個人のプライバシーに関する情報が記載されており、この情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたいと認められるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

ア 説明会や案内は特定の保護者に限って行われたものであり、そこで明らかになった情報は通常一般人が容易に知り得るとは言い難く、広く一般に公開されているものとは認められない。

イ 学校名を公開することは、被害にあった生徒の特定につながる情報が公開されることとなり、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）のうち、通常他人に知られたいと認められるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号により非公開とした。

ウ 新聞報道等で「千種区中学校の特別支援学級」と明らかにされている

ため、本件行政文書①及び②に記載されている特別支援学級のクラス名、担任教員の氏名及び特別活動室の場所を公開することにより、発生校が特定され、被害にあった生徒の特定につながる情報が公開されることとなる。これらの情報は特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）のうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号により非公開とした。

エ 本件行政文書③に記載されている生徒のクラスの情報、氏名及び健康状態を公開することは、被害にあった生徒の特定につながる情報が公開されることとなり、これは特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

オ 本件公開請求①に対し、本件行政文書①、②及び③を特定しており、それ以外に本件公開請求①に係る行政文書は存在しない。

(2) 審査請求②について

ア 本件処分③において非公開としたもののうち、学校名、個人名、クラス名等を公開することは、被害にあった生徒及び児童（以下「被害生徒等」という。）の特定につながる情報が公開されることとなり、この情報は特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないものと認められるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

イ 本件処分③において非公開としたもののうち、被聴取者、被害生徒等及び保護者の意識、言動等については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

ウ 本件公開請求②に係る学校名、教職員名、校長名等の情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、処分を受けた教職員の身分取扱いに関する情報を明らかにするものである

ため、通常他人に知られたくないものと認められ、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消し、本件公開請求①及び②において請求した文書を公開するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求①について

ア 学校名等は、生徒、保護者、地域には保護者への説明会、案内等から公開されているといえるため、当然公開されるべきである。学校として体罰をなくす、克服するということからすると、今後の取り組みを責任もって遂行するという表明及び市民の見守りに答えるということは当然である。

イ 公開された報告書に、「以前にも」と記載されている。その他の体罰の報告書も請求しているのだから、あれば公開されるべきである。同じ教員により、以前にも複数の生徒に対して体罰が行われたことが報道されている。常習化した暴力行為ということであり、体罰防止のために、その後の取り組みも含め、すべてを明らかにする義務が処分庁にはある。

ウ 調査結果が非公開ということだが、調査した学校、調査の一部、まとめ等結果については、「体罰ではないかと問題とされ調査した事件」にあたる。保護者の自由な記載が妨げられることにはならない。公開できるはずであるから、非公開にする理由はない。

エ 調査結果が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するとして全面的に非公開とされたが、具体的にどのような部分がどのような理由で非公開にされたかについて、厳密な根拠理由が説明されていない。調査用紙の標題について公開することはできる。体罰の内容についての調査結果であるから、その一部はすでに公開されている。

オ 体罰の原因等が解明されているのかどうか、学校は今後大丈夫なのか

どうか、など含め生徒の学校生活が安心安全に送れるかという重要な情報の公開、説明責任が学校や処分庁にはある。これは学校選択のためにも必要な情報である。そのためには学校名及び職員名は公開されることが当然である。

(2) 審査請求②について

ア 体罰については、職務上の行為であり、少なくとも学校名は公開することが求められる。個人を特定することを理由に黒塗りにすることは問題である。優先すべきことは、体罰による人権侵害をなくすことであり、職務行為については公開されることが求められる。

イ 具体的にどのような部分がどのような理由で一部公開にされたかについて、厳密な根拠理由が説明されていない。体罰の内容についての調査結果であるから、その一部はすでに公開されているといえる。内容に関して、具体的な表記が保護者会記録にある。

ウ 体罰の原因等が解明されているのかどうか、学校は今後大丈夫なのかどうか、など含め生徒の学校生活が安心安全に送れるかという重要な情報の公開が、学校や処分庁にはある。これは学校選択のためにも必要な情報である。そのためには学校名及び職員名は公開されることが当然である。

エ 盗撮に関する事情聴取等に関しては、職務行為ではなく、不法侵入・建造物侵入であるから、侵入者の職種、名前等は公開されるべきである。生徒は卒業しており、生徒に被害はなかったことからすると、特定されることはない。事件が公表されることが公益のため、知る権利のため必要である。

オ 非公開、黒塗りが明確な根拠理由もなく続けられてきていることは、住民との信頼関係の構築ということからするとマイナスである。行政説明責任を果たすため、広く住民の審判を仰ぐためにも、黒塗り部分の公開を求める。

(3) 上記 (1) 及び (2) に加えて、審査請求人が口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 今回請求した体罰事案では、保護者会や説明会を開いており、学校は

事案が発生した事実を公表している。そうであれば、個人のプライバシーや利害関係は通らないのではないか。それだけのことをやっているのに教員や校長の氏名、学校名を公表しないのは、体罰事案を隠したいという教育行政の気持ちが働いているとしか思えない。

イ 体罰事案について、我々市民は、実際に何が起きているか知りたいと思う。教育委員会や学校が教員を指導できないなら、市民が問題提起すべきだが、学校名や教員名が分からなければ何もできない。市民には、問題点を知る権利がある。そのためには、どの教員が体罰やそれに近いことをするか、どの学校が体罰について取組まないかを明らかにすべきである。

第 6 審査会の判断

1 争点

以下の 3点が争点となっている。

- (1) 本件行政文書①から⑦に記載された被害生徒等の氏名・言動・健康状態、体罰又は盗撮を行った教員の氏名、校長の氏名、関係する教職員の氏名、保護者の氏名・意識、学校名、クラス名、教室の場所、体罰による被害箇所（以下「本件情報①」という。）、体罰又は盗撮を行った教員の心情及び経歴（以下「本件情報②」という。）が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か。
- (2) 本件行政文書③が条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否か。
- (3) 本件公開請求①に対し、本件行政文書①、②及び③のほかに特定すべき行政文書が存在するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各審査請求の対象となる行政文書について

平成27年10月に、名古屋市千種区の市立中学校で、特別支援学級を担当する教員が生徒の頭を叩き、負傷させた（以下「本件体罰事件」という。）として、実施機関は、平成28年 3月25日に当該教員を懲戒処分とした。

また、平成28年 2月 9日に、名古屋市立小学校の教員が担任する児童の着替えを盗撮した（以下「本件盗撮事件」という。）として、実施機関は、同年 3月25日に当該教員を懲戒処分とした。

本件審査請求①の対象となる行政文書は、本件体罰事件に関する文書であり、本件審査請求②の対象となる行政文書は、本件体罰事件及び本件盗撮事件（以下「本件各事件」という。）に関する文書である。

(1) 本件行政文書①は、本件体罰事件に関し、発生校の校長が、教職員や関係者から事情を聴取した結果をふまえ、体罰に該当すると判断したことから作成し、平成27年10月26日付けで提出した報告書である。

当該文書は、調査年月日、調査のきっかけ及び調査して判明した事実を記載する欄で構成されており、保護者からの報告の状況及び本件事件が発生した際の状況が記載されている。

(2) 本件行政文書②は、本件体罰事件を受け、平成27年10月28日及び同年11月18日に、発生校において特定のクラス又は全体の保護者を対象に開催された保護者会の記録である。

当該文書は、日時、場所、出席者等及び主な内容を記載する欄で構成されており、校長が保護者に対し、本件体罰事件の経過や今後の対策について説明したことのほか、参加者からの質疑応答の内容等が記載されている。

(3) 本件行政文書③は、本件体罰事件を受け、実施機関が発生校の保護者を対象に、学校で体罰を受けたことがあるかを生徒から聞き取り、提出することを依頼した体罰に関する調査票である。

当該文書は、質問事項が列挙されており、生徒の学年、クラス及び氏名並びに保護者の氏名が記載された上で、保護者が生徒から聞き取った内容や保護者の心情等が自筆により詳細に記載されている。

(4) 本件行政文書④は、本件盗撮事件に関し、盗撮を行った教員が勤務する学校の校長が、平成28年 2月21日付けで実施機関宛てに提出した、職員の不祥事に係る報告である。

当該文書は、発生日時、発生場所、関係職員及び概要を記載する欄で構成されており、盗撮を行った教員が警察署で取り調べを受けている経緯が

記載されている。

- (5) 本件行政文書⑤は、本件各事件に関し、体罰又は盗撮を行った教員及び当該教員が勤務する各学校の校長について、処分内容を審議した結果、作成された処分調書である。

当該文書には、被処分者の所属・職名・氏名、処分年月日、処分の種類、処分事由等が記載されている。

- (6) 本件行政文書⑥は、本件各事件に関し、体罰又は盗撮を行った教員及び当該教員が勤務する各学校の校長から事情聴取を行った結果、作成された事情聴取記録である。

当該文書には、確認日時、聴取場所、聴取者、被聴取者及び事情聴取事項が記載された上で、被聴取者により署名されている。

- (7) 本件行政文書⑦は、本件各事件を受け、本件体罰事件については平成27年10月28日及び同年11月18日に、本件盗撮事件については平成28年2月23日に、発生校において特定のクラス又は全体の保護者を対象に開催された保護者会の記録である。

当該文書は、日時、場所、出席者等及び主な内容を記載する欄で構成されており、校長が保護者に対し、本件体罰事件又は本件盗撮事件の経過や今後の対策について説明したことのほか、参加者からの質疑応答の内容等が記載されている。

なお、本件行政文書⑦には、本件行政文書②と同一の文書が含まれている。

- (8) 本件体罰事件については、名古屋市千種区の市立中学校の特別支援学級で発生し、体罰を行った教員は五十代男性であること、負傷した生徒は当該教員が担任する学級の男子生徒であること、当該教員は傷害の疑いで書類送検され、減給の懲戒処分とされたこと等が記者発表され、報道されている。

また、本件盗撮事件については、市立小学校の教員が担任を務めるクラスの女子児童の着替えを盗撮した上、証拠隠滅を図ったとして警察に出頭したこと、当該教員は懲戒免職処分とされたこと等が記者発表され、報道されている。

4 本件情報①及び②の条例第7条第1項第1号該当性について

まず、本件情報①及び②が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報①のうち、被害生徒等の氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることは明らかである。

また、上記 3 (8) のとおり、本件各事件については、様々な情報が記者発表及び報道機関の取材等に基づく報道により既に明らかとなっている。このため、本件各事件の関係者のみならず、一般に本件各事件の情報が了知されていることが容易に推察される。加えて、本件体罰事件に関しては、該当の区で特別支援学級に所属する生徒は一定数に限定されているほか、本件盗撮事件では、被害児童は特定のクラスの複数名であって、クラスの特定は被害児童の特定に直結する。

このような状況下では、本件情報①のうち、被害生徒等の氏名を除く情報についても、これらを公にすると、既に明らかとなっている情報と照合することにより、当該被害生徒等を識別することができるものと認められる。

(3) さらに、本件情報①は、教員から体罰又は盗撮行為を受けたことを明らかにするものであることから、一般人の感受性を基準として判断すれば、被害生徒等にとって通常他人に知られたくない情報であると認められる。

したがって、本件情報①は、本件各事件の被害生徒等のプライバシーに関する情報であると認められる。

(4) 審査請求人は、本件体罰事件は職員の職務の遂行に係るため、本件盗撮事件は公益上必要であるため、本件情報①及び②は公開されるべきであると主張している。

たしかに、本号は、ただし書アにおいて、公務員等の職、氏名に関する情報は、その職務行為に関する情報と不可分の要素であり、説明する責務の観点から、当該情報を公開することにより当該公務員個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除き、これを公開することとしている。

このことは、開かれた市政を推進するため、非公開情報が記録されてい

る場合を除き、公開しなければならないという公開の原則と、個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ったものである。

- (5) 一方で、条例第 3 条は、「行政文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。

本件情報①は、上記 (3) のとおり、本件各事件の被害生徒等のプライバシーに関する情報である。個人のプライバシーに関する情報は、いったん公開されると当該個人に回復困難な損害を及ぼすおそれがあるため、慎重に取り扱わなければならない。対象となる情報が、体罰又は盗撮行為を受けた児童生徒のプライバシーに関するものとあつては殊更である。条例の趣旨を踏まえると、本件情報①は、被害生徒等の個人情報として保護されるべきものであり、これに優越する公益上の理由があるとは認められない。

- (6) また、本号ただし書アに規定する職務の遂行に係る情報とは、公務員等が担任する職務を遂行する場合における情報をいい、処分を受けたことは公務員個人の私的な情報であるため、職務遂行情報に含まれない。本件各事件において、体罰又は盗撮を行った教員及び当該教員が所属する学校の校長は、懲戒処分又は指導上の措置を受けているが、本件情報②は懲戒処分を受けた教員の心情及び経歴である。これらの情報は、公務員個人の私的な情報であることから、ただし書アに該当しない。

- (7) さらに、本件情報②のうち、経歴については、既に明らかとなっている情報と照合することにより、体罰又は盗撮を行った教員を識別することができるものであり、体罰又は盗撮を行い、懲戒処分を受けたことを明らかにするものであるから、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

加えて、本件情報②のうち、心情については、当該教員を識別することはできないものの、当該教員の人格に密接に関連する情報であり、公にすると、当該教員個人の人格権などプライバシーを侵害するおそれがあるものと認められる。

- (8) 以上のことから、本件情報①及び②は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

5 本件行政文書③の条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

次に、本件行政文書③が、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、本市又は他の地方公共団体等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書③は、上記 3 (3) のとおりであることから、本市が行う事務事業に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件行政文書③を公開すると、当該事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

ア 本件行政文書③には、実施機関の調査に対し、本件体罰事件発生校の保護者が生徒から聴き取った体罰の内容や保護者の心情等が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

イ 実施機関によると、この調査を実施した趣旨は、本件体罰事件発生校における体罰行為の実態を把握することであり、そのために、実施機関が用意した項目について、保護者に生徒から聴き取った内容を記入するよう依頼したとのことである。

ウ そうすると、本件行政文書③を公にした場合、実施機関と保護者との信頼関係が損なわれ、体罰に関する調査において保護者から協力を得られなくなる蓋然性が認められ、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすことになるとする実施機関の説明に不合理な点はなく、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

(4) したがって、本件行政文書③は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると認められる。

6 本件公開請求①に対し、特定すべき他の行政文書の有無について

次に、審査請求人は、本件審査請求①において、本件体罰事件に関し、報告書等、事実関係を明確にした文書や検証した文書等があるはずであり、本件公開請求①に対し、本件行政文書①、②及び③のほかに公開すべき行政文書があるはずであると主張していることから、当該行政文書の有無について

判断する。

(1) 当審査会の調査によると、本件体罰事件に関し、次の事実が認められる。

ア 上記 3 (1)のとおり、本件体罰事件発生校の校長は、本件行政文書①を作成し、平成27年10月26日に実施機関へ提出した。

イ 上記 3 (2)のとおり、本件体罰事件の発生校は、平成27年10月28日及び同年11月18日に、本件体罰事件に関する保護者会を開催し、保護者会記録として本件行政文書②を作成した。

ウ 実施機関は、平成27年11月 6日、同年11月19日及び平成28年 1月19日に、本件体罰事件で体罰を行った教員に事情聴取を行った。

また、実施機関は、平成27年11月 6日及び同年11月19日に、本件体罰事件発生校の校長に事情聴取を行った。

エ 上記ウの事情聴取の記録として作成された文書が本件行政文書⑥のうち、本件体罰事件に係るもの（以下「本件事情聴取記録」という。）であるが、当該文書は本件公開請求①後に、各被聴取者によって、聴取結果に相違ない旨が確認されている。

オ 実施機関は、本件体罰事件に関して保護者へ調査を行い、本件行政文書③を取得した。

(2) 上記 (1)から、実施機関は、本件公開請求①に該当する可能性がある文書として、本件行政文書①、②、③及び本件事情聴取記録を保有しているものと認められる。しかし、本件事情聴取記録については、本件公開請求①時点において、被聴取者による聴取結果の確認が行われていない。このため、実施機関が本件公開請求①に対し、本件事情聴取記録を特定しなかったことは不合理ではなく、ほかに本件公開請求①に該当する行政文書は存在しないとする実施機関の説明を覆すに足りる事実も認められない。

(3) したがって、本件公開請求①に対し、本件行政文書①、②及び③のほかに公開すべき行政文書は、本件公開請求①時点において存在しなかったと認められる。

7 なお、審査請求人は、本件行政文書③の標題について公開することができると申し立てているが、公開請求の内容から、その趣旨に様式を含むものと

は解せない。また、本件行政文書③には非公開情報のみが含まれており、標題を区分して公開することにより、本件公開請求①の趣旨を満たすと実施機関が判断しなかったことは不合理とは認められないことから、審査請求人の主張は採用することができない。

8 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件各処分の妥当性については、上記 4、5及び 6において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

9 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会からの付言

本件行政文書⑥には、本件各事件の被害生徒等の態度や言動等、被害生徒等のプライバシーに関する情報が随所に記載されているが、これらの情報について、実施機関の公開又は非公開に係る判断に不整合とも思える部分も見受けられた。

先に述べたように、公開を原則とする行政文書公開制度の下においても、個人のプライバシーに関する情報は、最大限に配慮しなければならない。

実施機関においては、今後このような不整合がないよう、条例の趣旨を十分理解した上で、個人のプライバシーに細心の注意を払うよう留意されたい。

第 8 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①

年 月 日	内 容
平成28年 5月19日	諮問書の受理
6月24日	弁明書の受理
8月17日	反論意見書の受理

(2) 審査請求②

年 月 日	内 容
平成28年 6月 6日	諮問書の受理

7月15日	弁明書の受理
8月15日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和元年12月20日 (第7回第3小委員会)	調査審議
同日 (第7回第3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
令和2年1月17日 (第8回第3小委員会)	調査審議
6月12日 (第11回第3小委員会)	調査審議
10月16日 (第15回第3小委員会)	調査審議
11月30日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人